

生駒市教育委員会規則第2号

生駒市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月25日

生駒市教育委員会教育長 中 田 好 昭

生駒市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
生駒市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（昭和51年4月生駒市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1壱分小学校の項及び別表第2大瀬中学校の項中「さつき台2丁目」の次に「、翠光台」を加える。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。